藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会規約

（名　称）

第１条　この連絡協議会は、藤沢市内の居宅介護支援事業所連絡協議会という。（以下「連絡協議会」という。）

（目　的）

第２条　連絡協議会は、介護支援専門員等がその職務を行う上で必要な情報の収集及び提供をするとともに、介護支援専門員等の資質の向上を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　連絡協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 介護支援専門員等の資質向上を目的とする研修会、講演会の実施

(2) 地域の特性に関する情報の収集及び提供

(3) 介護支援専門員等相互の連携のために必要な事業

(4) サービス提供に係る利用者等からの苦情又は相談に対する体制の確保

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

（会　員）

第４条　連絡協議会は、藤沢市内の居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護支援事業所及び看護小規模多機能型居宅介護及び介護老人福祉施設及び介護老人保健施設及び認知症対応型共同生活介護及び介護予防支援事業者とで組織する。また、藤沢市はオブザーバーとして参加することができる。

（組　織）

第５条　連絡協議会は会員、幹事会及び事務局をもって組織する。

（１）連絡協議会に次の幹事を置き、幹事の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。

①会長１名。会長は連絡協議会を代表し、会務を統括する。

②副会長２名以上。副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

③監事２名。監事は連絡協議会の事業及び会計を監査し、総会に報告する。

④会計１名。会計は連絡協議会の事業活動費用の出納及び帳簿の管理を行う。

⑤事務局１名以上。事務局は名簿の整備及び記録を担当する。

⑥幹事に欠員が生じた時は速やかに補充し、任期は前任者の残存期間とする。

（２）連絡協議会に、幹事とは別に顧問を若干名置くことができる。

①顧問は幹事会で選任する。

②顧問は、連絡協議会の運営上重要な事項について、幹事会の諮問に応え、または幹事会に対して意見を述べることができる。

（幹事会）

第６条　幹事会は、幹事をもって構成し、規約に定める事項について協議する。

（会　計）

第７条　連絡協議会は、参加する各居宅介護支援事業所等からの会費をもってその経費にあてることとし、参加する各事業所は所定の会費を納めるものとする。

（１）年会費は、１人 1000 円に人数を乗じた金額を会費とする。

（２）臨時会費は、必要に応じて幹事会で協議し徴収する。

（３）非会員が研修会に参加する場合には、有料とする。

（その他）

第８条　連絡協議会幹事は幹事会の出席及び市内外で開催される協議会代表の会議に出席した場合は、交通費又は通信費等を支給する。但し、要請元より交通費等が支給される場合はこの限りではない。

第９条　この会則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要なことは会長が幹事会に諮って定める。

（附　則）

この規約は、平成１２年４月１日より適用する。
この規約は、平成１３年５月２３日に改正し、適用する。
この規約は、平成１６年５月１２日に改正し、適用する。
この規約は、平成１８年５月１５日に改正し、適用する。
この規約は、平成１９年５月１６日に改正し、適用する。
この規約は、平成２１年４月２４日に改正し、適用する。
この規約は、平成２５年６月２８日に改正し、適用する。
この規約は、平成２６年６月２４日に改正し、適用する。
この規約は、平成２７年５月２８日に改正し、適用する。
この規約は、平成２８年５月２７日に改正し、適用する。
この規約は、令和　元年５月１７日に改正し、適用する。
この規約は、令和　２年６月３０日に改正し、適用する。
この規約は、令和　５年６月２２日に改正し、適用する。